

福知山市集会施設等整備事業補助金「よくある質問」について

(令和4年4月1日更新)

【申請方法等について】

Q どのような集会施設及び放送施設に活用できますか。

A 地域で所有されている集会施設及び放送施設の新設・改修に対して活用できます。
福知山市所有の集会施設及び放送施設には活用できません。

Q 机や椅子の購入は補助対象ですか。

A 備品になりますので補助対象外です。

ただし、近年の気象状況を鑑み、エアコンの設置・取替えのみ補助対象としています。

Q 申請するためにはどのような手続きが必要ですか。

A 補助金を申請する前年度の9月末までに所定の書類を提出していただきます。
所定の書類とは、事業予定調書、事業計画書、見積書（2者以上）、現況写真を指します。
いただいた書類をもとに次年度予算要求をします。

Q 事業予定調書等所定の書類を提出すれば、次年度に事業に取り組めますか。

A 予算を確保できれば事業を実施していただけます。

Q 事業実施年度に追加の工事が必要になった場合、追加で補助金を申請することは可能ですか。

A 前年度に提出いただいた見積書の金額で予算を要求します。予算の範囲内での事業実施となるため、追加で補助金を申請することはできません。

Q 防虫・防蟻処理は補助金の対象ですか。

A すでに被害が出ており、被害箇所の改修と合わせて行う場合に限り補助対象です。
被害箇所の改修をせず行う場合、予防対策として行う場合は補助対象外です。

Q 事業実施年度の前年度に提出した見積書から金額が増減した場合どうなりますか。

A 金額が高くなった場合、予算の範囲内での補助金となりますので、差額は実施主体に負担いただくこととなります。
金額が低くなった場合、補助率は3分の1以内となりますので、補助率に合わせた補助金の交付となります。

Q 事業実施年度になればすぐに着工することは可能ですか。

A まず補助金交付申請書を提出いただき、補助金交付決定通知後に事業に着手していただけます。

Q 補助金はいつ交付されますか。

A 工事後、完成検査を行い、補助金交付確定通知をします。確定通知後、請求書を提出いただき、請求書をもとに補助金を交付します。

早期の交付を希望される場合は、交付決定した額について、概算払により補助金を交付することも可能です（工事着手後の申請のみ）。

Q 補助金の活用は一度のみですか。

A 同一年度内では一度のみですが、年度が変われば再度御活用していただけます。

Q 事業が3月31日までに完了しない場合、どうなりますか。

A 3月31日までに完了している部分にかかった経費の3分の1を補助します。